

## ワーキンググループに係る知的財産と成果の取扱いに関するガイドライン

令和2年6月26日制定

本ガイドラインは、おかやまAI・セキュアIoT共創コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）において設置が承認されたワーキンググループ（以下「WG」という。）に係る知的財産と成果の取扱いについて規定するものである。

### 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、WGの円滑な運営と共同研究の推進に資することを目的として定める。

### 2 WG内で新たに生じた秘密情報の取扱い

WG内で新たに生じた秘密情報は、当該秘密情報を共有する会員の承諾がない限り、WGに参加しない会員及び第三者に開示してはならない。

### 3 特許等の権利の帰属

WGのグループリーダー（以下「GL」という。）は、WGで行う議論及び予備検討等において発明等がなされた場合、コンソーシアム規約第12条に基づき、速やかにコンソーシアムの会長（以下「会長」という。）及び当該発明等に関係する会員（以下「関係会員」という。）にその旨を通知するものとし、その発明等に係る特許等の権利の帰属について関係会員が協議して決定するものとする。会長は、必要があると認める場合、前記協議に会長が指名する者を参加させることができる。

### 4 特許等の管理

3の規定により決定された権利の帰属に基づき、帰属先の関係会員が当該特許等（以下「フォアグラウンドIP」という。）を管理するものとする。

### 5 特許等の情報の集約

4の規定により管理を行う関係会員は、特許等の出願及びその権利化等に関する情報を、出願時、登録時又は会長からの求めに応じて、会長に速やかに連絡する。

連絡内容は、出願番号、公開番号、登録番号、出願人、発明者、発明の名称、発明の概要及び審査請求、査定、登録等の審査進捗情報とする。なお、特許等の公開前においては、正当な理由がある場合は、当該会員は、その理由を付したうえで、発明の名称を仮名にする、又は概要を省略する等の措置を行うことができる。

連絡を受けた会長は当該情報をWGのGLと共有することができる。

### 6 特許等の研究開発における活用

GLは、5の規定により共有するフォアグラウンドIPの情報、及び、WGに参加する会員の参加前から所有する特許等であって利用することが望ましいと思われる特許等

（以下「バックグラウンドIP」という。）の情報を、フォアグラウンドIPの権利を所有する関係会員、及び、バックグラウンドIPの権利を所有する会員の同意の下、1に規定する本ガイドラインの目的のためにWG内で共有し、活用することができる。WGに参加する会員は、フォアグラウンドIPの権利を所有する関係会員、及び、バックグラウンドIPの権利を所有する会員の同意の下、当該特許等を1に規定する本ガイドラインの目的のために使用することができる。なお、フォアグラウンドIP、及び、バックグラウンドIPは、未公開段階の期間は秘密情報として取り扱う。

7 途中参加又は途中脱退の会員についての取扱い

途中参加又は途中脱退の会員について、6の規定は当該会員がWGに参加している期間においてのみ有効とする。なお、非公開特許等秘密情報の取扱いは、コンソーシアム秘密情報取扱規程に準ずるものとする。

8 研究成果の公表

WGの活動で得られる研究成果については、確実な知的財産権確保のもとWG参加者の合意に基づき、公表を促進する。ただし、関係会員が公表を望まないときは、その旨をWGに表明して協議のうえ決定する。

9 協議

本ガイドラインに記載のない事項又はガイドラインの解釈等について協議が必要と会長が認めたときは、関係会員と協議のうえ決定する。